

# 身体拘束適正化のための指針について

特定非営利活動法人FRONTIER

放課後デイサービス きぼう

## I 身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用児（者）の生活の自由を制限するものであり、利用児（者）の尊厳ある生活を阻むものです。特定非営利活動法人FRONTIERは、利用児（者）の尊厳と主体性を尊重し、安心・安全が確保されるよう基本的な仕組みをつくり、職員一人ひとりが拘束廃止に向けた意識を持ち身体拘束をしない支援の実施に努めます。

### (1) 具体的な考え方

- ①身体拘束は廃止すべきものであるという事を常に念頭においてください。
- ②身体拘束廃止に向けて、常に努力をしなければなりません。
- ③「やむを得ない」で安易に身体拘束を行わないようにしてください。
- ④創意工夫を忘れずにチャレンジする気持ちを持ってください。
- ⑤利用児（者）の人権を最優先に考えて行動してください。
- ⑥私たちの提供するサービスに誇りと自信を持つ。
- ⑦やむを得ない場合、利用児（者）、ご家族に十分な説明を行い適切な手順を踏んだ上で行き、記録と報告は必ず行うようにしてください。
- ⑧身体拘束を行った場合でも、あらゆる手段を講じて廃止するための努力を続けます。

### (2) 児童発達支援、障害福祉サービスの身体拘束廃止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用児（者）又は他の利用児（者）などの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用児（者）の行動を制限する行為を禁止しています。

### (3) 緊急・やむを得ない場合の3要件

利用児（者）個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わない支援を提供することが原則です。

しかしながら、以下の3つ（の要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ①切迫性…利用児（者）本人又は他の利用児（者）などの生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③一時性…身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※身体拘束を行う場合には、以上の3つの要件をすべて満たすことが必要です。

### (4) 身体拘束に該当する具体的な行為

- ①徘徊しないように車椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ②転落しないように車椅子、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③自分で降りられないようにベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように四肢をベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。

- ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。
- ⑧脱衣やオムツ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐためにベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意志で開くことのできない居室等に隔離する。

<除外の定義> 障害特有の事情を考慮し下記にあたる場合は身体拘束等から除外します。

- ①意思決定能力のある利用児（者）が安全確保のため自らの意志で決定した場合
- ②車椅子・補装具等として認定された物を使用した場合
- ③屋外で移動する際に安全確保のためベルトを使用する場合
- ④施設安全管理上の理由から利用児（者）の安全に配慮し制限した場合（例：4点柵、ラバー等）

## II 身体拘束等適正化のための体制

### （1）身体拘束適正化委員会の設置

#### ①設置の目的

- ・事業所内での身体拘束廃止に向けての現状把握および改善について検討を行います。
- ・身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討を行います。
- ・行った身体拘束について、状況、手続き、方法などが適切かどうかの確認をします。
- ・身体拘束を実施した場合の解除の検討を行います。
- ・身体拘束廃止に関する職員全体への意識を育てていきます。

- ②委員会の開催 虐待防止委員会と同時に開催（最低年1回）、  
必要に応じて随時開催（身体拘束の行う必要が出てきたとき、行ってしまった時、その後の対策と廃止に向けた支援法の検討を行います。）

- ③委員会の構成 管理者、児童発達支援管理責任者、主任児童支援員、児童指導員、第三者委員

- ④記録及び周知 委員会での検討内容の記録を適切に作成・説明・保管するほか、結果については支援にあたる全職員に申し送り・掲示・SNSにて周知徹底します。

### （2）身体拘束適正化のための職員研修

#### ①研修の実施

- ・年1回以上虐待防止研修の内容に含め実施する。
- ・新規採用職員は、採用から3か月以内に時に虐待防止及び身体拘束適正化の内容を含めた研修を実施するものとします。

- ②研修の内容 身体拘束適正化にあたる事、しなくて済む方法への方策等対応のための基礎的な内容として、適切な知識を普及・啓発します。

- ③研修の記録 研修の実施後、参加者に対しそれぞれの復命書の作成、提出を求めます。

当日参加できなかった方については、配布した資料を読み込んだ上、復命書の作成、提出を求めます。

### Ⅲ身体拘束等発生時の対応

本人または他の利用児（者）の生命、身体を保護するための措置として緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない事が想定される場合は、以下の手順に従って実施します。

#### ①カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、各関係者が集まり、以下の点について検討、確認します。

- ・拘束による利用児（者）の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて
- ・身体拘束を行うことを選択する前に、切迫性、非代替性、一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについて

#### ②利用児（者）本人やご家族に対しての説明

要件を検討・確認したうえで、必要だと判断される事態が生じたときは身体拘束を行うことを、本人やご家族に対して、以下の点を詳細に説明して、同意を得た上で実行します。

- ・身体拘束の内容、目的、理由
- ・拘束時間または時間帯、期間、場所
- ・改善に向けた取り組み方法など

③ 拘束の解除 身体拘束を継続する必要がなくなった場合には、速やかに身体拘束を解除します。

④ 身体拘束の記録 身体拘束を行った際は、理由、様子、心身の状況、開始と終了の時間、担当職員名などを記録します。

⑤ 委員会の開催 身体拘束が適正であったか、廃止に向けての検討を行い、記録を全職員に周知し、支援を統一し身体拘束を行わなくても済む支援を行うようにしていきます。

### Ⅳ指針の閲覧について

本指針は、本事業所で使用するマニュアルに綴り、全ての職員が閲覧を可能とするほか、利用児（者）やご家族が閲覧できるよう事業所内に掲示します。

2022年4月1日

特定非営利活動法人 F R O N T I E R